

農機具共済の契約解除の取り扱いについて(お知らせ)

農機具共済（総合共済・火災共済）に加入されている方にお知らせします。

加入者（契約者）の方は、加入している農機具について、次に掲げる事実が発生するとき、あるいは発生した場合には、遅滞なく、組合（支所）に通知してください。

なお、組合では、通知された事項（事実）を確認し、加入者の方に契約の解除手続きをお願いする場合があります。

◎通知が必要な事項（事実）について

- ・農機具を譲渡する場合
- ・農機具を解体または廃棄する場合
- ・農機具が共済事故以外の原因により破損し、または滅失した場合
- ・農機具の格納場所または設置場所を変更した場合
- ・農機具の用途を変更し、または著しく改造した場合
- ・農機具の危険が著しく増加した場合
- ・このほか、加入申込時の告知事項の内容に変更を生じた場合

◎解除手続きについて

解除手続きは、加入者本人が行なう必要があります。

「農機具共済承認裏書請求書」に加入者自身が氏名等の必要事項を記入し、「農機具共済加入証券」を添付した上で、組合に申請します。

組合では申請された解除事由に基づき、農機具共済加入証券に承認裏書を行い共済掛金の返還を行います。

◎返還額計算について

「加入者の事由による解除」の場合の返還額は、共済掛金から共済掛金に既経過月数（月数に30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。）に応じた係数（下表）を乗じた額を差し引いた残額となります。

既経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
係数（％）	20	30	40	50	60	70	75	80	85	90	95

なお、共済金額の減額による場合は未経過期間に対して日割りにより計算します。

◎返還額の払戻しに要する期間について

解除手続きは組合で受付しますが、その後、組合では連合会に共済掛金（保険料）の返還手続きを行います。

このため、返還額の払戻しまでには約2カ月の期間を要することになります。

—お問い合わせ先—

最寄りの農業共済組合、または連合会（建物農機具課） 電話 018・884・5233